経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気づきをお届けする

役員を取り巻く訴訟に備え

会社を健全に運営するため、正しい経営判断をしなければならない会社役員には重い責任があり、その責務を怠った場合は、会社・株主や取引先などによって損害賠償責任を追求されるリスクもあります。近年は、非上場の中小企業であっても、訴訟にさらされる可能性のある時代です。このようなリスクを回避し、安心して会社経営ができるように備えをしておきましょう。

2021年2月

管理部門注目のイベント

1日~28日……

省エネルギー月間 資源エネルギー庁

1日~3月18日 ······

サイバーセキュリティ月間 内閣サイバーセキュリティセンター

13日 ············NISAの日 金融庁

竹下さくら 氏

兵庫県神戸市生まれ。

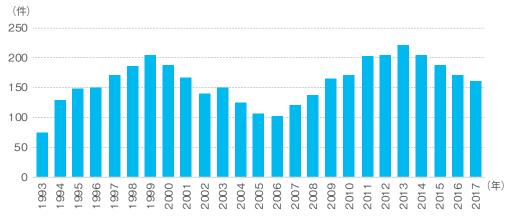
現在は、主に個人のコンサルティングを 主軸に、講演・執筆活動を行っている。



会社から責任を求められる「会社訴訟」、込まれる訴訟は、「株主代表訴訟」のほか、会社の健全な運営を担う役員等が巻き

訴訟の現状

図表1 地方裁判所における「株主代表訴訟」の係属件数



※2007年までは商事法務資料版334号。2008年以降は商事法務2170号(最高裁調べ)に基づき筆者作成



債権者などの第三者から提起される 二者訴訟」の3つに大別されます。 第

役が訴えられたケースもあります。 提訴する流れです。これまで、社外取締 ければ、株主が会社を代表して役員等を す。株主が会社に役員等を提訴するよう 株主自らが会社に代わって役員等の責任 を与えたにもかかわらず、 経営判断のミスなどで会社に大きな損害 請求した後、60日以内に会社が提訴しな を追及するために起こす訴訟のことで に賠償請求 まず、「株主代表訴訟」は、役員等が (会社訴訟)をしない場合、 会社が役員等

資本提携、製造物責任 えい、サイバー攻撃など、さまざまな原 不正会計などのほか、 コール、 れていないため、合併と買収 会社が被る損失の原因は特段決めら 独禁法違反、 最近では、 贈賄防止法違反、 (PL) 事故やリ (M & A 情報漏

因で株主代表訴訟を提起される可能性が

います。 後ずっと年間100件超の状態が続いて 訴しやすくなったことが背景にあり、 にかかわらず一律化された**ことで提 訴訟を提起する際の手数料が賠償請求額 は、 1994年以降、 係属件数は、 地方裁判所における株主代表訴訟 1993年の商法改正で、 図表1にあるように、 急増しています。これ 株主代表 以

なったことで2000年からいったん沈 じました。 静化したものの、 司法判断の基準が一定程度明らかに その後は再び増加に転

スが増えてきているからです。 表訴訟以外の形で役員が訴えられるケー 油断できない状態です。それは、 近年は減少傾向にありますが、 株主代 実は、

増えてきています。 て役員に対し損害賠償を請求する事案も 合いによっては、会社自身が原告となっ 通例となってきています。役員の関与度 を設置して原因の追及・分析を行うのが 2つ目の「会社訴訟」については、 不祥事案が発生すると第三者委員会 近

など、例えば自社の従業員が会社役員の 引先や提携相手に関わる不祥事などだけ 3つ目の「第三者訴訟」の火種も、 セクハラやパワハラ、 過重労働 取

監督義務違反を問う損害賠償請求などさ まざまです。

怠責任を負い、遺族から役員個人に対し 因とされた事例において、役員が任務懈 にもかかわらず問題を放置したことが原 時間労働を取締役は容易に認識できたの て損害賠償請求されたケースもあります。 従業員が過労死した際に、全社的な長

改正会社法と D&O保険

そのような状況も踏まえ、 $\overline{\mathrm{D}}$ 補

略です。DirectorとOfficerはい 賠償責任保険」と呼ばれてい ずれも役員を意味する言葉の Officers Liability insurance © D&O保険はDirectors and 日本語では「会社役員

れまでも上場会社を中心に活用されてき

明確になりました。 設けられ、保険料を会社が負担できる要 法において、 た。 関係で問題となるとの見解もありまし ことが報酬規制や利益相反取引規制との たわけですが、保険料を会社が負担する このことを受け、 (保険の内容、株主総会手続き等) D&O保険に関する定めが 令和元年改正会社

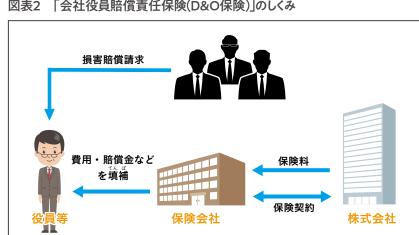
図表2は、D&O保険のしくみを図

& O 保険」と「会社補償 償契約)」があります。 やすいようにとの趣旨から法 役員等に対し訴訟が提起され 定化されるものとして、 も軽減し、制度的にも利用し たときの経済的負担を少しで

ため、

D&O保険に関しては、

「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」のしくみ 図表2



出典:法務省「会社法が改正されます | (http://www.moi.go.ip/content/001327488.pdf)

※1 1993年の改正商法により訴訟手数料は一律8,200円となり、その後2004年4月1日より13,000 円に改正されています。



図表3 改正会社法における「D&O保険」の定義

「D&O保険」の 定義

株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がそ の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に 係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が 填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするも の(改正会社法430条の3第1項)

「D&O保険」の 対象になるもの

適法であるという考え方が示さ 料を全額会社が負担することも 法律上の損害賠償責任を追及され、賠償請求されたときに支払 う賠償金や和解等法律上支払うべき賠償金、弁護士への着手金 報酬金・裁判所への手数料・調査費等の争訟費用。罰金や過料、 生産物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL 保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等は除外される。

> す 側から開示されてはこなかったからで う事実は基本的に伏せられていて、会社 というのは、この保険に入っているとい 確な加入状況などはわかっていません。 この保険を活用しているようですが、

き賠償責任をカバーするしくみの保険を よく考えてみれば、 会社の保険料負担で契約するの 役員個人が負うべ

はおかしな話です。

スの例でいえば、

結果的に会社 経営判断ミ

に損害を与えた役員個人の賠償

の手数料・調査費などの争訟費用などが

D&O保険から支払われます。

や弁護士への着手金・報酬金、 追及され賠償請求されたときに、

裁判所へ

賠償金

ます。役員等が法律上の損害賠償責任を くみで、役員等を被保険者として契約し 務執行に伴って負った損害を填補するし 結んだ保険契約のうち、役員等がその職 したものです。会社が保険会社との間で

現在、

バナンスに関する報告書※2の中 2015年に取りまとめられた 経済産業省のコーポレート で契約されてきました。しかし 個人で負担する建付けでこれま 特約部分相当の保険料は役員が については特約の形で切り離し 金や争訟費用を対象とする補償 で役員が敗訴した際の損害賠償 そのため、株主代表訴訟など 一定の手続きを経れば保険 ・ガ

我が国では多くの上場企業が、 正 だけでなく、 に巻き込まれると、 まりました。

が、株主代表訴訟の原因となる役員等の があることを意味しています。役員を務 める年齢は相応に高いことが多いです 任について、家族も巻き込まれるリスク 員になるということは、 として遺族に相続されます。 なった場合、 責任の時効は、長ければ権利を行使する 賠償しきれないまま役員本人が亡く その責任はマイナスの財産 経営に関する責 つまり、 役

たと聞けば、その事実を知った 責任を会社側が保険で備えてい

人は納得がいかないのではない

訟を恐れるあまりに消極的な経営になる 惧する意見も多くありました。また、 警戒されて適正人材を確保できないと危 を問われて訴訟に巻き込まれるリスクを ますが、株主や投資家などから経営責任 は社外取締役を置くことが義務付けられ 改正会社法においては、 上場会社など 訴

従前の実務

れたことを契機に、徐々にその認識が広

があります。 は年々高額化する傾向にあり、 を負担することになります。 人ではとても支払えない額になる可能性 100億円超の事案があるなど、 実際問題として、役員等に就任し訴訟 敗訴時には桁違いの賠償金 弁護士費用がかかる 賠償請求額 役員個 中には

は亡くなっていて相続人が被告になる ぶため、訴えられた際にすでに役員本人 ケースもあります。 ことができる時点から10年間と長期に及

でしょうか。

害賠償責任を追及された場合に、 においては、 を補償することをいいます。 その役員等の損害賠償責任額や争訟費用 て訴訟提起を受けた際に、会社が負担 あわせて検討したい D&O保険と 会社補償 方、「会社補償」とは、 役員等が法令違反を疑わ



ことは、 企業の成長戦略におい て大きな

マイナスとなりかねません。

ている状況です。 して、D&O保険の活用に関心が高まっ に備える際の重要な経営ツールの そのため、役員等が抱える訴訟リスク 一つと

役員等が損 会社が

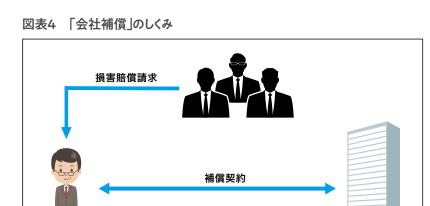
事

能な費用や損害の範囲などについて、



株式会社

利用するのではなく、D



費用・賠償金などを補填

出典:法務省「会社法が改正されます」(http://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf)

案ごとに役員等の過失の有無などを判断 それらが改正会社法において、会社補償 という形で新たに創設されたのです。 して検討する流れで行われていました。 さて、よく考えてみると、D&O保険

せている点が似ていますね るという利益相反取引の性格を持ち合わ と会社補償は、いずれも会社側が金銭を ただし、目的や補償範囲に違いがある 一方で役員等が経済的利益を得

ため、実務上は、いずれか一方の制度を

です。 用の全額を填補することはで などの制約があり、 事由や免責金額、 は、 充たせば損害や費用の全額を きないためです。 補償することも理論上は可能 補償であれば、一定の要件を というのも、 保険契約上の免責 D & O 支払限度額 対して会社 損害や費 保

似の ると、 断が必要になります。 等と会社間における構造的な利益相反類 接支払われる流れです ため、 会社補償においては、 会社から役員に支払われるという流れの に対して保険料を支払い、 どのような内容にするか、 関係がより D&O保険では、 ^{*}間接的、です (**図表2**)。 **"直接的**。 会社から役員に直 会社は保険会社 (図表4)。 役員 保険金は保険 といえるた 慎重な判 一方、

ましいと考えられています。 保険とあわせて会社補償の導 完しあえるようにうまく使 それぞれの特性を活かし、 入・整備を検討することが望 補 検討の流れ _D&O保険」の

分ける位置づけといえそうで

いて、 めることになります。 保険金の上限額、保険料などの詳細につ りませんが、D&O保険の場合は会社法 れたプランの中から選ぶことが少なくあ での規定を踏まえて、補償対象や要件 保険契約というと、 会社と保険会社との間の交渉で決 あらかじめ決めら

いて、 要です。 役会などでの決議を行わなくてもよいこ がない場合には、経過措置として、 すでにD&O保険を保険会社と締結して 設置していない会社の場合は株主総会 の契約内容の概要や被保険者などといっ とになっています。しかし、 での決議が必要となります。ちなみに 決定する際には、取締役会(取締役会を た一定の事項は、事業報告書に記載が必 改正会社法上、 会社がD&O保険の契約内容を 内容変更の必要性 D&O保険 取締

会社と役員等との関係で見

知る、保険でしたが、これからは ない人が損する。 お問い合わせください。 D&O保険は、これまでは 取扱いのある損害保険会社に 可能性も。 D&O保険 ″知る人ぞ が知ら

本紙に掲載の記事は2021年1月20日時点での情報を基に作成しております。

発行:株式会社 星和ビジネスリンク

本社:〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4階 TEL:(03) 5439-2370(代表) FAX:(03) 5439-2371 お届けいたしましたのは

